

「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」
に対して提出された意見及び総務省の考え方

1. 電波監理審議会諮問事項

① 総論

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 1	全体	<p>【要約】 今回の措置内容について評価する。</p> <p>【意見全文】 東日本大震災を踏まえて、地上基幹放送の重要性があらためて認識され、プラン局以外の中継局についても停電対策の措置の対象設備とするとされたこと、および、経済合理性等を勘案しつつ段階的に措置を講じるとされたことについて評価いたします。</p> <p>当社でも放送の信頼性を確保するための措置を継続していく所存ですが、今後、この規則の運用におきましては、これまでの実情等を考慮しつつ、過剰な設備を求めることなく柔軟な運用となるよう希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ なお、制度の運用に当たっては、各申請者から提出される資料を基に判断することとなります。</p>
No. 2	全体	<p>【要約】 放送設備の安全・信頼性に係る技術的条件の設定は、放送の災害時の役割、継続の必要性から適当。</p> <p>【意見全文】 放送設備の安全・信頼性に係る技術的条件の設定は、放送の災害時の役割、継続の必要性から適当と判断する。今後も放送設備の安全・信頼性の維持には十分対処する所存である。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 毎日放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p>

② 各論

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 放送法施行規則関係			
1-1. 停電対策に関する事項			
No. 1-1	放送法施行規則 第109条第2項 (停電対策)	<p>【要約】 発電機の燃料の備蓄や補給手段の確保に関して「努めなければならない。」を「を図らなければならない。」とするべき。</p> <p>【意見全文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何で該当箇所だけ努力義務なのでしょう？発電機等を措置しても、その燃料等がなければ、措置する意味がないと思います。通常 の義務にしても、燃料等が入手困難な事態になった場合は、故意又 は過失がなく法令違反の責任を問われないと解すれば足りると思 います。したがって、該当箇所中「努めなければならない。」を「を 図らなければならない。」とするべきだと思います。 ・ 昨日提出した意見で「通常 の義務にしても、燃料等が入手困難な 事態になった場合は、故意又は過失がなく法令違反の責任を問われ ないと解すれば足りると思 います。」と書きましたが、後からよく考 えたところ、過失はともかく、故意を否定するのは困難であると思 われます。しかし、通常 の義務にしても、法令違反の責任は、燃料 の備蓄・確保が可能であるにもかかわらず、それを行わなかった場 合に問われるものと解するべきだと思います（最高裁判所判例昭和 33年7月10日参照）。期待可能性でもいいと思いますが、最高裁 は肯定も否定もしないという立場のようです。 <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 当該項目については、通常供給されている電力の復旧までの間、設備を継続して動作させるために必要な量の燃料の備蓄又は補給手段の確保を求めています。ここでいう必要な量、すなわち復旧までに要する時間の想定は、各事業者の設備環境等によって異なること、その一方でできる限り長時間の想定を行うことが望ましいことから、「努めなければならない」としています。</p>
1-2. 技術基準の適用の特例に関する事項			
No. 2-1	放送法施行規則	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マルチメディア放送に関する「小規模な放送局」の定義の法令に 	<p>○ マルチメディア放送に係る放送局の送信設備については、電波監理審議会からの答申（平成</p>

<p>第四章 第五節 第一款 第四目 (移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)</p>	<p>おける明確化及び情通審答申の内容を正確に反映した必要な対策の規定について、速やかに制度整備を実施するよう要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二百二十三条において、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な放送局の送信設備については、一部の対策の特例を適用できるように配慮するよう要望。 <p>【意見全文】</p> <p>先の東日本大震災における既存の放送インフラが果たした役割は大きく、地上デジタルテレビジョン放送完全移行後の周波数を使用するマルチメディア放送についても災害に強い基幹放送事業者としての社会的役割を果たすべく、安全・信頼性の確保に努める所存であります。そのうえで、当社は、マルチメディア放送に係る放送局の送信設備として今後ギャップフィルア等の送信出力が極めて小さい放送局の導入を予定していることもあり、全ての放送設備について同様の基準に基づく対策を実施することは、カバー範囲や立地等の経済合理性に照らして困難なケースも想定しているところであります。</p> <p>以上をふまえ、次の2点について要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年5月17日に情報通信審議会から一部答申があった「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」について、放送システム委員会報告案の82ページの表によると、「小規模な放送局」については予備機器や機能確認に関する措置は要さないとあります。現在、法令等に基づく「小規模な放送局」の定義がなされていないため、報告案の趣旨に則り、定義の明確化及び答申の内容を正確に反映した必要な対策の規定について、速やかに制度整備を実施していただくようお願いいたします。 2. 第二百二十三条において、以下のような放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な放送局の送信設備については、即時の故障検出など 	<p>22年9月8日)を受け認定した開設計画に基づき設備の規模を想定し、所要の規定を設けています。</p> <p>○ 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な小規模な放送局の送信設備については、その設備規模等の明確化がなされた場合に、規定適用の特例の可否を含め、必要に応じて制度整備を適宜実施して参ります。</p>
--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>一部の対策の特例を適用できるようにご配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>例：無線設備規則別表一号注 21（7）のような中継局</p> <p>【(株) ジャパン・モバイルキャスティング】</p>	
No. 2-2	<p>放送法施行規則 第百十六条、第 百二十条、第百 五十四条、旧条 文（四月二十七 日のパブコメに おける改正案） （規定の適用の 特例）</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準」の整備は有意義なもの。 ・ 制度の運用に当たっては、実効性のある範囲で柔軟に対応するよう要望。 <p>【意見全文】</p> <p>「設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準」の整備は有意義なものと考えており、民放事業者は放送設備の安全・信頼性の一層の向上に努める所存です。</p> <p>今回の改正箇所を含め、各規定について特段の異存はありませんが、制度の運用に当たっては、情報通信審議会・情報通信技術分科会「放送システム委員会報告」に記載された「具体策の例」などを踏まえ、実効性のある範囲で柔軟に対応するよう要望します。</p> <p>【日本民間放送連盟】</p>	<p>○ No. 1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>
No. 2-3	<p>放送法施行規則 第百十六条、第 百二十条、第百 五十四条、旧条 文（四月二十七 日のパブコメに おける改正案）</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備の損壊又は故障の対策に係る技術基準」を規定することは、大きな意義のあること。 ・ 制度の運用にあたっては、その経済合理性について十分な配慮を希望。 ・ 措置については、具体策の例のみにとらわれない柔軟な適用を期待。 	<p>○ No. 1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

	<p>(規定の適用の特例)</p>	<p>【意見全文】</p> <p>「設備の損壊又は故障の対策に係る技術基準」を規定することは、放送の社会的重要性を鑑みても、大きな意義のあることと考える。各規定については特段の異議はないが、制度の運用にあたっては、その経済合理性について十分な配慮を希望する。</p> <p>特に措置については、「放送システム委員会報告」に記載された具体策の例のみにとらわれない柔軟な適用を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSテレビ】</p>	
<p>No. 2-4</p>	<p>放送法施行規則 第百十六条、第 百二十条 (規定の適用の特例)</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の追加改正における停電対策の適用は、地上基幹放送としての重要性を鑑みると理解できる。 ・ 大規模災害時の移動式電源設備の調達や燃料の確保について国の支援策も期待。 <hr/> <p>【意見全文】</p> <p>今回の追加改正では、中波放送及びテレビジョン放送に係る放送設備すべてについて停電対策が適用されるが、地上基幹放送としての重要性を鑑みると理解できる。その中で、自家用発電機または移動式の電源設備の燃料についてその確保の努力を求められている。テレビジョン放送の放送設備、特に中継局は非常に広範囲に所在しており、大規模災害時において、一放送事業者だけですべての放送設備の長年に渡る燃料確保は困難と考える。その場合、共同建設の放送事業者や他地域の放送事業者と協力して燃料を確保する方策が有効で、現実的である。また、大規模災害時の移動式電源設備の調達や燃料の確保について国の支援策も期待するところである。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 毎日放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ ご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No. 2-5	放送法施行規則 第二百二十条 (規定の適用の特例)	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各規定について特段の異存なし。 制度の運用に当たっては、過度な設備規模とならないよう要望。 <p>【意見全文】</p> <p>放送に係る安全・信頼性の確保に関しては、国民生活に必要な情報を確実に届けるためには重要な事項であり、これまでも放送事業者の自主的な取組みにより維持してきたところです。</p> <p>今回の改正箇所を含め、各規定について特段の異存はありませんが、制度の運用に当たっては、過度な設備規模とならないよう要望します。</p> <p>【日本テレビ放送網（株）】</p>	○ No. 1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
1-3. 規定の適用除外期間に関する事項			
No. 3-1	放送法施行規則 附則	<p>【要約】</p> <p>経過措置の期間について「平成二十五年十月三十一日までの間」を「この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間」とすべき。</p> <p>【意見全文】</p> <p>該当箇所中「平成二十五年十月三十一日までの間」を「この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間」とすべきだと思います。</p> <p>理由 施行から1年もあれば、工事等の手間を考えると、十分対応可能であり、資力がないなどの理由ですぐに対応できないような者は、放送免許人として不適格だと思います。資力がない場合は、法令に従うことが不可能なので、責任を問われないと解することも考えられます。しかし、放送免許の場合、法令に従うことができる資力が免許の要件になっていると思われることから、この場合は、法令の解釈とし</p>	<p>○ 本規定は、従来は放送事業者の自主的な取組みに委ねられていた放送設備の安全・信頼性確保のための対策について、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、新たに制度化されるものです。</p> <p>○ このうち、当該規定は東日本大震災による放送設備の被害を踏まえ設けられたものですが、既存の小規模なその他の中継局に関する放送設備に対して仮に短期間での措置を求めた場合、自治体の負担で設置したものについて措置の完了に長い期間がかかることや、放送事業者に過度の負担を求めることが要因で、措置が不可能となり、国民生活に必要な情報をあまねく届ける本来の放送の業務に支障が生じるおそれがあることを勘案し、このような期間としています。</p>

		<p>て、法令に従うことができる資力があるにもかかわらず従わなかった場合に責任を問われるものとは解されず、文言どおり、資力の有無を問わず、対応しない場合は、責任を問われるものと解されます（もっとも、放送免許人としてふさわしい資力はあるが、災害等の不可抗力によって対応できないような場合は、法令の解釈として、法令は、そのような不可抗力が存在しないにもかかわらず従わなかった場合に責任を問う趣旨と解され、責任を問われないと解されます。）。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	
No. 3-2	放送法施行規則 附則	<p>【要約】 「経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当」とした提言を具体化したものと理解しており、賛成。</p> <p>【意見全文】 「放送システム委員会報告」において、「経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当」とした提言を具体化したものと理解しており、賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 3-3	放送法施行規則 附則	<p>【要約】 追加改正部分の適用について猶予期間が設けられたことには賛成。</p> <p>【意見全文】 経済合理性等を勘案しつつ段階的に措置を講じることが適当との理由から、今回の追加改正部分の適用について猶予期間が設けられたことには賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 毎日放送】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 3-4	放送法施行規則 附則	<p>【要約】 「経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当」と</p>	○ 規定に基づき、適切に制度を運用させていただきます。

		した提言が確実に担保されることを要望。	
		<p>【意見全文】</p> <p>「放送システム委員会報告」における「経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当」とした提言が確実に担保されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網（株）】</p>	

2. 電波監理審議会非諮問事項

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 総論			
No. 1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法関係審査基準改正案 ・ 放送法関係審査基準改正案 	<p>【要約】</p> <p>新放送法の体系においてもハード・ソフト一致による放送の形態が維持されたことを評価。</p> <p>【意見全文】</p> <p>新放送法の体系においてもハード・ソフト一致による放送の形態が維持されたことは放送の社会的役割の維持からも重要であり評価します。免許の審査等手続きにおいても必要な措置がなされたことは適切であると考えます。</p> <p>また、今後もこの制度が維持され続けることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送（株）】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法関係審査基準改正案 ・ 放送法関係審査基準改正案 	<p>【要約】</p> <p>今般の制度案においても、地上基幹放送のハード・ソフト一致による免許申請に必要な手続きが措置されたことは適切。</p> <p>【意見全文】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。

		<p>1. 地上放送におけるハード・ソフト一致の行政手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 先に制度整備された「放送法施行規則」に続き、今般の制度案においても、地上基幹放送のハード・ソフト一致による免許申請に必要な手続きが措置されたことは適切であると考えます。 <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
No. 1-3	<ul style="list-style-type: none"> 電波法関係審査基準改正案 放送法関係審査基準改正案 	<p>【要約】</p> <p>今般の制度案においても、地上基幹放送のハード・ソフト一致による免許申請に必要な手続きが措置されたことは適切。</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
		<p>【ハードソフト一致の行政手続きについて】</p> <p>地上基幹放送について、ハードソフト一致の免許申請を尊重し、それを踏まえた形の手続きが用意されたことは適切だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	
2. 放送法関係審査基準関係			
No. 2-1	放送法関係審査基準第12条(6) (登録の拒否)	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修文の提案 「必要な能力」の審査にあたっては、第三者機関による民間資格を有する者の確認も含め措置されるよう要望。 <p>【意見全文】</p> <p>次のように修正することを提案します。</p> <p>(6) 一般放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力を有しない者</p> <p>次の各要件に該当する場合は、技術的能力を有するものと認める。</p> <p>ア 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を規則第5章第2節に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することがで</p>	○ ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正させていただきます。
			<p>なお、設備維持業務を行うのに必要な能力については、各申請者から提出される資料を基に総合的に判断することになります。</p>

		<p><u>きる適正な要員の配置や緊急時の連絡体制が整備されていること。</u></p> <p><u>イ 設備維持業務を確実に実施することができる必要な能力を有していること。</u></p> <p><u>(7) 設備維持業務を自ら行う場合</u></p> <p><u>設備維持業務に従事する者が、実務経験等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。</u></p> <p><u>(1) 設備維持業務を電気通信事業を営む者その他の者に委託する場合</u></p> <p><u>設備維持業務を受託する者が、実務経験、事業実績等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。</u></p> <p>理由</p> <p>1 地上基幹放送、衛星基幹放送の審査基準に合わせ、「確実な実施」を明記する。</p> <p>2 放送法施行規則別表 31 号では、体制、実務経験等の順に記載しているので、その順に合わせるとともに、体制の具体例として適正な要員の配置等を記載する。</p> <p>なお、設備維持業務を行うに必要な能力については、実務経験のみならず業務に従事する者の教育及び訓練が重要であり、当協会では、有線テレビジョン放送技術者資格制度（今年度から、CATV技術者資格制度に改正予定）を運用しています。したがって、「必要な能力」の審査にあたっては、第三者機関による民間資格を有する者の確認も含め措置されるようお願いいたします。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		【社団法人日本CATV技術協会】	
No. 2-2	放送法関係審査 基準第5章	<p>【要約】 放送法140条の指定を行う基準については、より明確なものであるべき。また、どの事業者がサービスを確実に提供してくれるのかについて、予見性が持てるような分かりやすい基準にするべき。</p> <p>【意見全文】 放送法140条の指定を行う基準については、国民がテレビを確実に使用できるようにするための義務を難視聴地域で負ってもらうという、CATV事業者の許可に比べてより公共性の高い手続きであることを考えれば、より明確なものであるべきである。また、国民が居住する市町村においてどの事業者がサービスを確実に提供してくれるのかについて、予見性が持てるような分かりやすい基準にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、放送法第140条第1項に定める指定再放送事業者の指定基準のうち、一の市町村の区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行う者の基準である当審査基準第15条第3号について、以下の通り修正し、基準の明確化を図ります。</p> <p>①「一の市町村の人口集中地区の大半が業務区域に含まれること」に加え、「一の市町村の大半を業務区域とすること」若しくは「当該一の市町村における業務区域に係る引込端子数が当該一の市町村の総世帯数の大半に当たる数であること」を以下の場合の業務区域に係る要件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号アに規定する、現に有線テレビジョン放送を行う者について指定を行う場合 ・第3号イに規定する、有線電気通信設備の設備計画の合理性とその実施の確実性をもって指定を行う場合 <p>②「河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない区域その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし業務区域とすることが必ずしも適切であると認められない区域がある場合」について、上記①の双方の場合の要件の適用に当たり勘案することとします。</p>
No. 2-3	放送法関係審査 基準改正案第16	<p>【要約】 ・電界強度が51dBμV/m未満であっても良好に地上デジタルテレビ放</p>	<p>○ 義務再放送制度の円滑かつ公平な運用を図るため、地上デジタル放送の難視聴地域における支援</p>

	<p>条</p>	<p>送を受信できる場合は、「受信障害区域」の対象から除外することが必要。</p> <p>【意見全文】</p> <p>3. ケーブルテレビ事業者が義務再放送（再送信）を行う受信障害区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新放送法第140条の「受信障害区域におけるケーブルテレビ事業者の義務再放送」に関し、放送法関係審査基準改正案第16条で「受信障害区域」の具体的基準の1つとして、「(1) デジタル放送を行う放送局の電界強度（地上10メートルの高さにおけるものとする）が、51dBμV/m未満である区域」と規定されています。 実際には受信障害が発生していない区域まで、審査基準において制度上の「受信障害区域」とするのは、“地上デジタルテレビ放送波を受信できないエリアをケーブルテレビ再放送でカバーする”という新放送法の義務再放送制度の趣旨に反します。当該地域の実態を踏まえ、電界強度が51dBμV/m未満であっても良好に地上デジタルテレビ放送を受信できる場合は、「受信障害区域」の対象から除外することが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>策を行う基準として広く用いられてきた電界強度である51dBμV/m未満の区域を一律に受信障害区域として定義したものです。当該定義については、新放送法施行後における使用機器の利用動向や技術動向等の変化により受信障害区域を必要以上に広く捉える状況になっていないかについても留意しつつ、地上基幹放送の安定的視聴を確保する観点から妥当性が保たれるよう配慮して参ります。</p>
<p>No. 2-4</p>	<p>放送法関係審査基準改正案第18条</p>	<p>【要約】</p> <p>認定放送持株会社制度関連規定について、従来の同制度との齟齬が生じないようにすることを要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>4. 認定放送持株会社制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新放送法で「基幹放送」、「一般放送」の区分が設けられたことや、基幹放送のハード・ソフト一致／分離が選択可能となったこと等に 	<p>○ ご指摘を踏まえ、第18条(4)の「同号の基幹放送事業者」を「同号の基幹放送事業者（一般放送事業者を含む。）又は基幹放送局提供事業者（以下(4)において基幹放送事業者等という。）」と、第18条(4)イ及びエ～ケの「基幹放送事業者」を「基幹放送事業者等」と修正します。</p> <p>なお、放送法施行規則第183条第3号において</p>

		<p>伴い、認定放送持株会社制度関連規定について、「放送法施行規則」とあわせて「放送法関係審査基準」においても、「放送の業務に密接に関連する業務」の範囲など、従来の同制度との齟齬が生じないようにすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>も同等の修正をします。</p>
No. 2-5	<p>放送法関係審査 基準改正案別紙 1 1 (6)</p>	<p>【要約】 番組調和について具体的に比率を示しての規制は不要。</p> <p>【意見全文】 改正放送法第106条では、番組の種別を示した上でテレビジョン地上基幹放送事業者に対し「放送番組の相互の間に調和を保つ」ことを求めています。その上で、放送法関係審査基準において放送番組比率について教育番組10%以上、教養番組20%以上という形で下限ではありますが具体的な比率が規定されています。総合編成の基幹放送事業者は番組の調和を保つことは必要であると考えますが、その内容は時代によって変化する社会の要請を各放送事業者が自主的に判断すべきものと考えます。また、今回の放送法改正により、番組審議機関への諮問、報告及びその公表を義務付けられていますので、適正な番組調和についての放送事業者の判断を社会的にチェックする制度的担保もなされています。従って、番組調和について具体的に比率を示しての規制は不要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送（株）】</p>	<p>○ 今回の改正は、電波法関係審査基準に規定されていた各規定を、ハードに関する規定は電波法関係審査基準に残し、ソフトに関する規定は放送法関係審査基準に移行させるものであり、本規定についても、電波法関係審査基準にあったものをそのまま放送法関係審査基準に移行するものです。</p> <p>なお、本規定の見直しについては、今後、必要に応じて検討を行うべきものと考えます。</p>
No. 2-6	<p>放送法関係審査 基準改正案別紙 1 1 (6)</p>	<p>【要約】 放送番組比率について、削除あるいは大幅な見直しを行うことを要望。</p>	<p>○ No. 2-5 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

		<p>【意見全文】</p> <p>2. 地上テレビ放送の番組調和原則に係る審査基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上テレビ放送の免許・認定の際の審査基準の1つとして、これまでと同様に、いわゆる「番組調和原則」（新放送法第106条）に関し、「…一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する」との放送番組比率が設定されています。 ・ しかしながら、放送番組編集の自由の観点からすれば、本来、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率については、各放送事業者の自主的な判断によることが原則であると考えます。 ・ さらに、従来から「放送番組の編集に関する基本計画」を放送番組審議機関に諮問する等の「番組審議機関」制度が設けられており、新放送法下では新たに「放送番組の種別の公表」制度が施行され、放送番組相互の調和の状況を視聴者が確認できる仕組みが導入されたことから、本審査基準は不要であると考えます。 ・ 以上により、本審査基準について、削除あるいは大幅な見直しを行うことを要望します。 <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
No. 2-7	放送法関係審査基準改正案別紙 1 1 (6)	<p>【要約】</p> <p>「教育番組10%以上、教養番組20%以上」という番組比率を設定した番組調和原則を、地上テレビ放送の免許・認定時の審査基準にすることは不要であり、削除や見直しを希望。</p> <hr/> <p>【意見全文】</p> <p>【番組調和原則について】</p> <p>放送法の第三条に記された「放送番組編集の自由」の趣旨を鑑みれば、放送番組の比率の決定は、本来は放送事業者の自主的な判断に委</p>	○ No. 2-5 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>ねられるべきである。また、新放送法の下では、新たに「放送番組の種別の公表」制度が施行されたことで、放送事業者の番組の調和が担保され、さらにそれを視聴者が確認できる仕組みも導入されている。</p> <p>こうした状況の中で、「教育番組10%以上、教養番組20%以上」という番組比率を設定した番組調和原則を、地上テレビ放送の免許・認定時の審査基準にすることは不要であり、削除や見直しを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	
No. 2-8	<p>・放送法関係審査基準別紙16</p> <p>・電波法関係審査基準別紙2 無線局の目的別審査基準</p> <p>第5 放送関係</p> <p>4 超短波放送局</p> <p>(1) コミュニティ放送局</p>	<p>【要約】</p> <p>コミュニティ放送の放送対象地域に関する改正について概ね賛成。今後さらなる規制緩和を要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>現行制度上、コミュニティ放送の放送対象地域は、最大でも隣接する市町村までと一律に制限されているところですが、隣々接の市町村の地域であって、買い物や通学など住民の日常生活において一つのコミュニティとして確立している地域については、住民の安心・安全情報の伝達等の観点から、例外的に一つの放送対象地域として認めていただくように当協会から総務省に対し要望してきたところです。</p> <p>本件審査基準の改正では、コミュニティ放送を行おうとする地域について「住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない」とされており、概ね賛成できます。しかし、「住民のコミュニティとしての一体性」が認められる条件が厳しすぎる面があることから、当協会としては、今後さらなる規制緩和を要望していきます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 2-9	放送法関係審査	<p>【要約】</p> <p>「隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合」</p>	○ 本件改正は、構造革特別区域推進部決定（平成

	<p>基準改正案別紙 1 16</p>	<p>等の基準については厳密に運用されることを要望。</p> <p>【意見全文】 コミュニティ放送は限定された地域に向けてのサービスであり、制度上も県域、広域の音声放送とすみ分けを明確にする必要があります。これまでもコミュニティ放送については規制の緩和がされてきましたが、隣接エリアへの拡大はこのすみ分けをきわめて不明確にすることになり、音声放送の健全な発展を危うくする恐れがあり反対せざるを得ません。また、一つのコミュニティ放送の対象市町村が広がることは、災害時に必要とされる細やかな地域情報が希薄になり、コミュニティ放送に求められる機能が果たせなくなることも大きな問題であると考えます。</p> <p>従って、「隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合」等の基準については厳密に運用されることを要望します。</p> <p>【朝日放送（株）】</p>	<p>22年1月29日）を踏まえ、コミュニティ放送の基本的な考え方を変えない範囲で、実態に即して放送区域の設定を認めるものであり、必要な改正であると考えます。</p> <p>「住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合」等の基準については、県域放送との位置付けの違い、コミュニティ放送本来の趣旨を踏まえ、厳格かつ限定的に運用していく予定です。</p>
<p>No. 2-10</p>	<p>放送法関係審査 基準改正案別紙 1 16</p>	<p>【要約】 「隣接する市町村との地域的一体性」および「住民のコミュニティとしての一体性」の各基準は、厳格かつ限定的に運用されることが不可欠。</p> <p>【意見全文】 5. コミュニティ放送の条件付きエリア拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> 先般実施された「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」への当連盟の意見で述べたとおり、コミュニティ放送のエリア拡大は県域ラジオ局との制度上の境界を曖昧にするものであり、条件付きであっても容認できるものではありません。 	<p>○ No. 2-9 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 上記趣旨に鑑み、放送法関係審査基準改正案でコミュニティ放送のエリア拡大の条件とされた、「隣接する市町村との地域的一体性」および「住民のコミュニティとしての一体性」の各基準は、厳格かつ限定的に運用されることが不可欠と考えます。 <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
3. 電波法関係審査基準関係			
No. 3-1	<ul style="list-style-type: none"> 電波法関係審査基準改正案別表 1、2 	<p>【要約】 無線局の目的において、中波放送／超短波放送／超短波文字多重放送の「受信障害対策中継放送」を追加したことは、適切な措置。</p> <p>【意見全文】 6. ラジオの受信障害対策中継放送について</p> <ul style="list-style-type: none"> 先の電波法改正により、「受信障害対策中継放送」が地上基幹放送とその多重放送に拡大されたことを受け、無線局の目的において、中波放送／超短波放送／超短波文字多重放送の「受信障害対策中継放送」を追加したことは、中波放送や超短波放送の受信環境改善について選択肢を増やすものと理解しており、適切な措置と考えます。 <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。